



Vol.38

弁護士 岸田鑑彦
杜若経営法律事務所

★社長が飼育している金魚鉢を移動させることは業務か？

社長が、従業員に対し、翌朝のゴルフコンペのために栄養ドリンクを買ってくるようお願いしたり、趣味で飼っている金魚の容器を掃除するようお願いしたりすることは業務といえるでしょうか？もし買い物途中や金魚鉢を運んでいるときにケガをした場合、労災になるのでしょうか？

今回は、社長が飼育していた金魚の容器を持ち上げて移動しようとした際、第12胸椎圧迫骨折のケガをしたことについて、業務上災害であるか否かが争われた事案をご紹介します（渋谷労働基準監督署事件・東京地裁平成28年9月8日判決）。

1 業務上の負傷か否か

「業務上」の負傷といえるためには、当該負傷が被災労働者の従事していた業務に内在ないし随伴する危険性が発現したものであることが必要で、まず、本件事故について労働者が労働契約に基づく事業主の支配下にある状態か否か（いわゆる業務遂行性）を検討することになります。

2 金魚の容器を運ぶことは業務ではない

裁判所は、本件事故は、事業場内で発生したものの、金魚の容器を移動させる行為それ自体は、会社の業務そのものではなく、金属部品加工の職人としての従業員の通常の職務範囲に含まれるものではなく、社長個人の私用であると認定しました。

3 金魚の容器を運ぶことを指示していないなかった

裁判所は、従業員が自らの意思で運ぶことの手伝いを申し出たものであり、社長から業務上の指示を受けたものではないと認定しました。

従業員側は、リーマンショックにより仕事がなくなってからは、日常的に社長の私用の手伝いを命じられていたと主張しました。しかし、この事案では、そのことを裏付ける証拠がなく、ほかの従業員も、工場の整理、掃除、機械の整備、建物のペンキ塗り等を指示されたことはあるものの、社長の私的スペースの片付け等を指示されたことはないことから、業務上の指示や命

令があったとは認めませんでした。

また、この従業員は、熟練した職人であり、仕事の進捗状況や作業方法等につき社長から指示を受けることがほとんどなかったことや、社長とこの従業員とが40数年来の友人であったことから、長年の友人関係に基づく好意により手伝ったと考えるのが自然だと認定しました。

4 就業時間中に起きたことは業務遂行性判断の一要素に過ぎない

従業員側は、本件事故が就業時間中に起きたことから業務遂行性があると主張しました。

しかし裁判所は、就業時間内に発生したかどうかは、本件事故の業務遂行性を認めるための一要素にすぎず、就業時間内の従業員の行為をすべて業務上の指示や命令に基づく行為として評価することができるわけではないとしたうえで、容器を移動させるという行為の客観的性質、従業員の職人としての通常の職務内容、社長と従業員の人間関係等から、仮に本件事故の発生時刻が就業時間内であったとしても、従業員が好意により自発的に社長の私用

を手伝ったことにより本件事故が発生したという結論に影響しないと判断しました。

5 日常的に私用を手伝わせていた場合は注意が必要

一見すると結論としては妥当のようにみえますが、この判決は、社長の私用であれば業務遂行性を一律に否定するものではなく、金魚の容器を運ぶという行為の内容であったり、熟練した職人の通常の職務内容との違いであつたり、社長と従業員とが40数年来の友人関係にあったという人間関係等から、自発的に手伝ったものだと認定できた事案だったからです。

そうすると、逆に日常的に社長の私用も手伝わせていたり、通常の職務内容として社長から指示されたことは全て対応することになっていたり、特別な友人関係なく社長と従業員という立場が明確に分かれているような場合においては、業務上の指示があったと認定されてもおかしくないということです。

この判決をみて、自分でできることは、できる限り自分でしようと決意しました。